



---

## 環境省（関東地方環境事務所）の取組みについて

---

令和4年11月16日

環境省関東地方環境事務所  
環境対策課

# 気候変動適応法の概要

## 1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。【**適応法第三条～第六条**】
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定（H30年11月27日閣議決定）。【**第七条**】
- その進展状況について、把握・評価手法を開発。【**適応法第九条**】
- 環境省が、**気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。【**適応法第十条、第八条**】

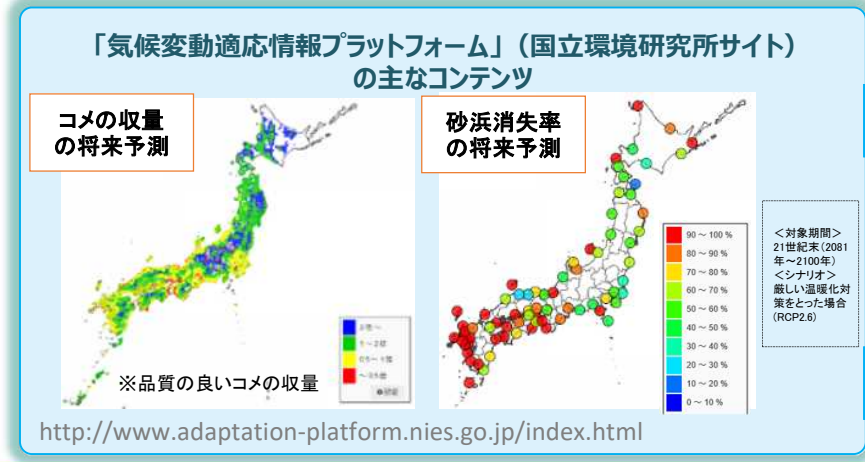
### 各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



- 将来影響の科学的知見に基づき、
- ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
  - ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
  - ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
  - ・ハザードマップ作成の促進
  - ・熱中症予防対策の推進
- 等

## 2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。【**適応法第十一条**】



## 3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。【**適応法第十二条**】
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保。【**適応法第十三条**】
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。【**適応法第十四条**】

## 4. 適応の国際展開等

- 事業者及び国民の理解促進。【**適応法第十七条**】
- 国際協力の推進。【**適応法第十八条**】
- 事業者の適応/適応ビジネスの促進。【**適応法第十九条**】

# 気候変動適応法第14条に基づく広域協議会等の設置・運営

## ● 気候変動適応関東広域協議会の運営・開催（R4年度）



### 【構成員】

#### <地方自治体>

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市（環境主管課長）

#### <地域気候変動適応センター>

茨城大学、栃木県環境森林部、群馬県環境森林部、埼玉県環境科学国際センター、千葉県環境研究センター、（公財）東京都環境公社東京都環境科学研究所気候変動適応センター、神奈川県環境科学センター、新潟県保健環境科学研究所、山梨県環境・エネルギー部、静岡県環境衛生科学研究所、川崎市環境総合研究所（センター長他）

#### <地方支分部局>

農林水産省 関東農政局、北陸農政局（生産技術環境課長）、  
関東森林管理局（企画調整課長）  
経済産業省 関東経済産業局（地域エネルギー推進課長）  
国土交通省 関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局（企画課長）、  
関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局（環境・物流課長）  
気象庁 東京管区气象台（気候変動・海洋情報調整官）  
環境省 関東地方環境事務所（環境対策課長）

#### 都県別 区市町村意見交換会（勉強会）

R4年7-8月、12月（各2回/年）

3年目：東京都、神奈川県（2年目プログラムにより年1回開催）  
2年目：栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、新潟県  
1年目：静岡県

### 【アドバイザー】 敬称略 五十音順 \*1:分科会座長、\*2:協議会議長

氏名	所属
小野 雅司*1	国立環境研究所エコチル調査コアセンター 客員研究員
加藤 孝明*1	東京大学 生産技術研究所 人間・社会系部門 都市基盤安全工学国際研究センター 教授
田中 充*1*2	法政大学 社会学部 社会政策科学科 教授
国立環境研究所 気候変動適応センター	

### 【オブザーバー】

1都9県の区市町村（74団体）、関東管内地域気候変動適応センター、  
関東管内地方气象台、文部科学省、環境省気候変動適応室

## 気候変動適応広域アクションプランの策定（令和2～令和4年度）

- 目的は、構成員（都県、政令市、地域適応センター、地方支分部局）、オブザーバー（市町村）の情報共有
- 議事は、協議（協議事項があれば）、分科会報告、情報提供・意見交換、事業報告で構成される
- 第1部は、公開（議事録含む）、第2部は非公開で実施（リアル、Webともに同様）

### 第6回（令和3年8月25日）

#### 【議題】

#### <第1部>（公開）

- 1 開会
- 2 協議
  - ① 群馬県気候変動適応センターの構成員登録について
- 3 分科会報告
  - ① 暑熱対策分科会からの昨年度成果報告（概要）
  - ② 災害対策分科会からの昨年度成果報告（概要）
  - ③ 地域適応策検討分科会からの昨年度成果報告（概要）
  - ④ 質疑
- 4 情報提供・意見交換
  - ① 環境室適応室からの情報提供  
（気候変動適応における最新の動向について）
  - ② 関東地方整備局からの情報提供  
（流域治水関連法案の一部改正について）
  - ③ 埼玉県からの情報提供  
（市町村地域気候変動適応センターの共同設置について）
  - ④ 質疑・意見交換

#### <第2部>（非公開）

- 5 気候変動適応における広域アクションプラン策定事業関東地域事業について
  - ① 暑熱対策分科会の本年度実施計画について
  - ② 災害対策分科会の本年度実施計画について
  - ③ 地域適応策検討分科会の本年度実施計画について
  - ④ 質疑
- 6 閉会

### 第8回（令和4年8月29日）

#### 【議題】

#### <第1部>（公開）

- 1 開会
- 2 協議
  - 協議事項なし
- 3 分科会報告
  - ① 暑熱対策分科会からの令和3年度成果報告（概要）
  - ② 災害対策分科会からの令和3年度成果報告（概要）
  - ③ 地域適応策検討分科会からの令和3年度成果報告（概要）
  - ④ 質疑
- 4 情報提供・意見交換
  - ① 東京管区気象台からの情報提供  
（9月～11月の3か月予報と豪雨災害に関する情報について）
  - ② 関東農政局からの情報提供  
（農地・農業用利水施設を活用した流域の防災・減災の推進）
  - ③ 関東地方整備局からの情報提供  
（気候変動を踏まえた治水対策について）
  - ④ 質疑・意見交換

#### <第2部>（非公開）

- 5 気候変動適応における広域アクションプラン策定事業関東地域事業について
  - ① 暑熱対策分科会の令和4年度実施方針と広域アクションプラン（案）について
  - ② 災害対策分科会の令和4年度実施方針と広域アクションプラン（案）について
  - ③ 地域適応策検討分科会の令和4年度実施方針とアウトプット（案）について
  - ④ 普及啓発活動の令和4年度実施計画について
  - ⑤ 質疑
- 6 閉会

## 気候変動適応広域アクションプランの策定（令和2～令和4年度）

### 気候変動適応広域アクションプランの位置づけ

気候変動適応関東広域協議会の活動を通じて地域の関係者の連携が必要な適応課題について検討を行い、地域連携も考慮した適応策を策定し、地域の気候変動適応を促進するために資するものとする。具体的には、関東地域における気候変動の状況を整理しつつ、優先的な取組を選定した上で、これらの基本的な考え方、具体的な取組、実施体制等をまとめる。

### 暑熱対策に関するアクションプラン：夏期の気温上昇による熱中症対策（暑熱対策分科会にて検討）

関東地方では、特に内陸部を中心として、夏期に高温となる地域が多い、これに伴い、熱中症による搬送者・死亡者も増加傾向にあり、各自治体で熱中症対策への取組が進められている。今後の気候変動の状況も踏まえて、より効果的かつ広域的な取組を促す広域アクションプランの策定を目指す。

### 災害対策に関するアクションプラン：地域特性に応じた減災としての適応（災害対策分科会にて検討）

将来の大雨や暴風雨等のリスク増大による災害により孤立化が想定される地域を対象に、被災時のより安全・安心な避難生活（自律的な生活）を目指した体制を構築することを目指した自助・共助の取組とともに、「防災もまちづくり」（公助）という視点で、広域的に実施できるようなアクションプランの策定を目指す。特に、ライフラインの途絶による孤立を想定した備えについては、災害時の効果に加えて、平時における脱炭素型社会の実現（緩和策）とのシナジー効果をもたらす取組みとして推進する。

### 基礎自治体で適応を進めるにあたってのノウハウ集・事例集の作成（地域適応策検討分科会にて検討）

気候変動適応の取組において、区市町村の役割は大変重要であるが、区市町村において適応を推進するための情報が今のところ十分整理されておらず、気候変動適応に対する意識の醸成も高くない状況にある。このため、区市町村における気候変動適応へ取組む（地域適応計画の策定や適応策の普及や推進）際の課題やノウハウについて取りまとめる。また、区市町村が実施可能な適応策を収取し、事例集としても取りまとめる。

※R3年度気候変動適応アクションプラン策定事業 全国大会における関東協議会事業報告を一部修正



# 気候変動適応広域アクションプランの策定（令和2～令和4年度）

2022年9月15日現在で**169自治体(46都道府県、18政令市、105市区)**が**地域気候変動適応計画**を策定※気候変動適応情報プラットフォーム調べ

## 地域気候変動適応計画

- 気候変動の影響は地域により異なるため、地域の実情に応じた適応の取組をすることが重要
- 地域の実情に応じた適応の取組を実施するため、地域気候変動適応計画を策定

近畿地域		中部地域		東北地域		北海道地域		
滋賀県	草津市	富山県	富山市	岩手県	盛岡市	北海道	札幌市	
京都府	京都市	石川県	加賀市	宮城県	久慈市	旭川市	稚内市	
	長岡京市		金沢市		八幡平市		富良野市	
	八幡市	長野県	飯田市		仙台市		恵庭市	
大阪府	大分県		小布施市	秋田県	秋田市		北広島市	
			堺市	愛知県	山形県		鶴岡市	石狩市
			岸和田市		福島県		福島市	
			豊中市			名古屋市	郡山市	
			吹田市			春日井市	いわき市	
			高槻市			一宮市	須賀川市	
茨木市	豊田市	天栄村						
八尾市	安城市	棚倉町						
兵庫県	神戸市	三重県	亀山市	平田村				
				尼崎市	浅川町			
				加古川市				
				加西市				

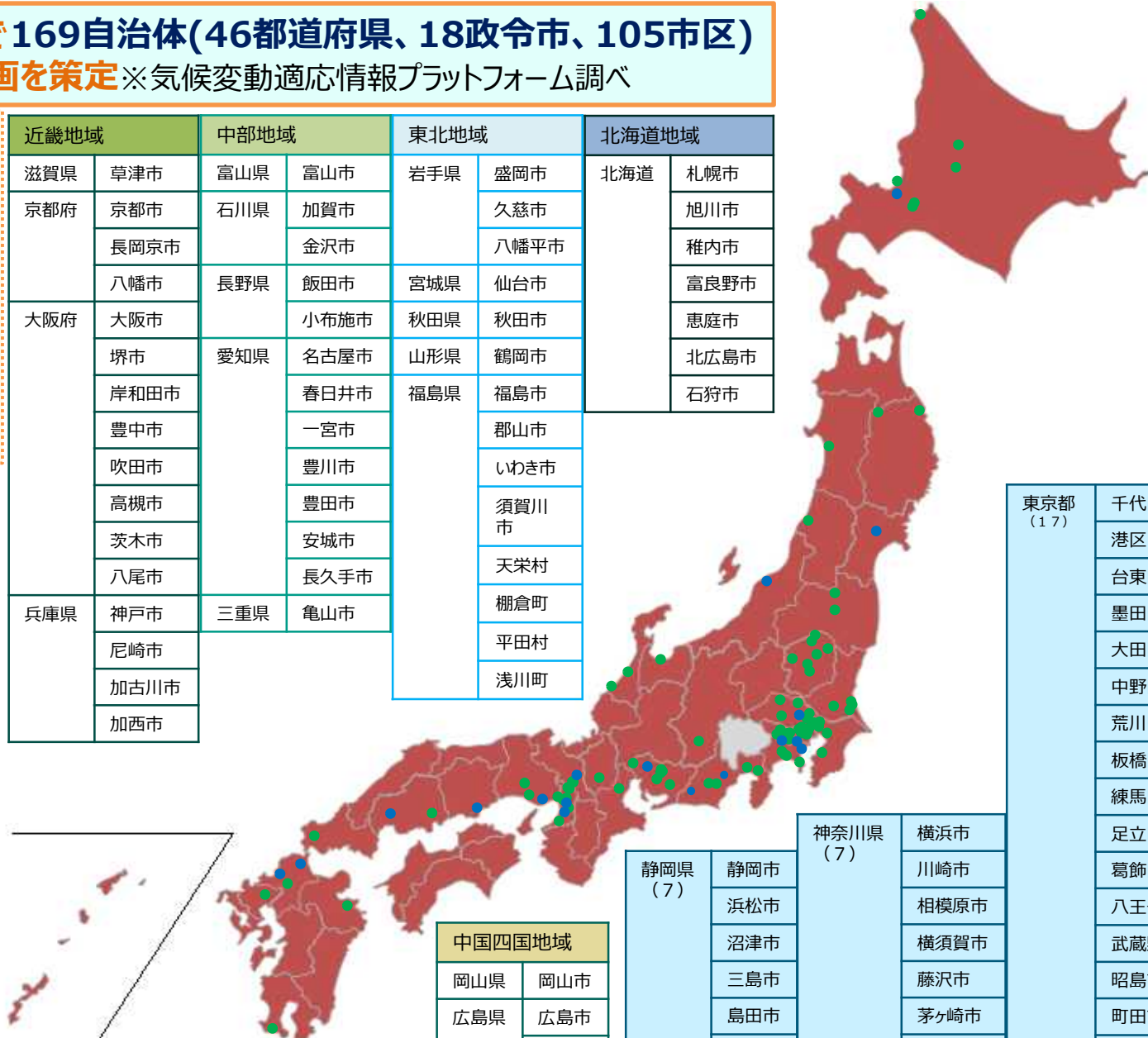
九州・沖縄地域	
福岡県	北九州市
	福岡市
	筑紫野市
佐賀県	佐賀市
長崎県	長崎市
大分県	大分市
鹿児島市	枕崎市
沖縄県	宜野湾市

中国四国地域	
岡山県	岡山市
広島県	広島市
	福山市
山口県	下関市

静岡県 (7)	静岡市	神奈川県 (7)	横浜市
	浜松市		川崎市
	沼津市		相模原市
	三島市		横須賀市
	島田市		藤沢市
	富士市		茅ヶ崎市
	藤枝市		厚木市
新潟県	新潟市		

東京都 (17)	千代田区	埼玉県 (8)	さいたま市
	港区		熊谷市
	台東区		加須市
	墨田区		草加市
	大田区		越谷市
	中野区		戸田市
	荒川区	三郷市	
	板橋区	日高市	
	練馬区	千葉県 (6)	柏市
	足立区		船橋市
葛飾区	木更津市		
八王子市	松戸市		
武蔵野市	流山市		
昭島市	印西市		
町田市			
小金井市			
日野市			

関東地域 (61 市町村)	
茨城県 (9)	北茨城市
	牛久市
	つくば市
	ひたちなか市
	土浦市
	石岡市
	行方市
	鉾田市
	鹿嶋市
栃木県 (6)	宇都宮市
	鹿沼市
	日光市
	大田原市
	那須塩原市
	塩谷町





環境省